

最大
100万円!

甲州市移住支援金

甲州市へ移住 + 対象企業へ就業 した方へ
(または県内で起業)

移住支援金を支給 します! (詳しい要件は裏面参照)

東京圏から
甲州市に移住
したい方

甲州市や山梨県で
就職・起業
したい方

甲州市で
子育てしたい方

まずはご相談ください

例えば…

東京圏から甲州市へ移住

+

マッチングサイト掲載求
人に応募・就業

単身
60万円

世帯
100万円



～歴史と文化に彩られた
果樹園交流のまち～

(お問合せ先)
山梨県甲州市 政策秘書課
地域創生推進室
☎0553-32-5037 (直通)

移住支援金とは

東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）から甲州市に転入し、対象となる企業等に就業した方や、山梨県が実施する起業支援事業により起業した方に対し、単身の場合60万円、世帯の場合100万円の移住支援金を支給します。

支給要件（①から③の全てに該当する方）

（注意：ここでは基本的な要件のみを掲載しております。この他にも細かい要件や世帯に関する要件がありますので必ず申請前にご相談ください）

① 移住元要件（いずれかに該当すること）

- ・甲州市転入直前まで、連続して5年以上、東京23区に居住していたこと
または
- ・甲州市転入直前まで、連続して5年以上、東京圏（条件不利地域除く）に居住し、かつ、転入前の3か月前の時点において、連続して5年以上、正社員等として東京23区に通勤していたこと

② 就業又は起業要件（山梨県実施の起業支援事業補助対象者） （いずれかに該当すること）

- ・就業要件 就業先がマッチングサイト（県が対象求人を掲載しているサイト）に掲載されている企業であること **【マッチングサイトQRコード↓】**
- または
- ・起業要件 社会性、事業性、必要性の観点をもって事業者として起業し、山梨県から起業支援金の交付決定を受けていること。



③ 移住先要件（全てに該当すること）

- ・平成31年4月1日以降に甲州市へ転入
- ・補助金の申請日から5年以上甲州市に居住する意思を有していること
- ・補助金の申請時において、甲州市転入後3か月以上1年以内であること
- ・申請者の甲州市転入時の年齢が45歳未満であること
- ・甲州市の市税に滞納がないこと

移住支援金返還について（該当した場合には返還義務が生じます）

○全額返還

- ・虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合
- ・補助金の申請日から3年未満に甲州市から転出した場合
- ・補助金の申請日から1年以内に要件を満たさず職を辞した場合
- ・起業支援金の交付決定を取り消された場合

○半額返還

- ・補助金の申請日から3年以上5年以内に甲州市から転出した場合